

## 徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和5年12月20日(水) 開会 午後 4時15分 閉会 午後 5時
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 植田 美恵子
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘  4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治  7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博  11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫  14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一  17番委員 鎌田 良仁 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 6番委員 桑野 欣伸  7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成  10番委員 奥田 雅之 12番委員 森 政雄 13番委員 岡田 敏明  15番委員 廣瀬 佳輝 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆  18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>10番委員 佐々木永薫 18番委員 政岡 茂</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司  11番委員 松浦 義幸 14番委員 鈴木 隆大</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第2号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第3号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>4. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について</li> <li>6. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li> </ol>

(開会 午後4時15分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっております。進行をよろしく願います。

議長 ただ今から、令和5年12月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号10番佐々木永薫委員、議席番号18番政岡茂委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号6番金澤敬治委員と、議席番号17番鎌田良仁委員の両名を指名します。よろしく願います。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願います。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまふ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられまふ。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後14aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後35aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後10aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地7筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後59aに至り、譲受人は対象地において、水稻と野菜の栽培を行うとのことです。

5番と6番は、譲渡人と譲受人がそれぞれの農地の相互交換により、所有権を移転するものです。5番の譲受人の耕作面積は許可後109aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。6番の譲受人の耕作面積は許可後81aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後56aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後227aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後29aに至り、譲受人は対象地において、

水稻の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後61aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーやトウモロコシの栽培を行うとのことです。

11番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後57㎡に至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、対象地の面積が57㎡と小さいこと、同時に売買する住宅に付属する農地であることから、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

第1号議案は以上11件で、対象地は、田10,494㎡、畑4,593㎡、合計15,087㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書3ページを御覧ください。

1番は、分筆後、寄付を行っている箇所がありますが、その他の農地は問題なく耕作を継続しております。

2番は、一部宅地が含まれている農地がありますが、当初より除外されています。また耕作権のある農地が含まれておりますが、問題なく耕作を継続しております。

3番は、全ての農地で耕作を継続しております。

4番は、分筆後売却を行っている農地と、4条による転用を行った農地とがありますが、その他の農地は問題なく耕作を継続しております。

第2号議案は以上4件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田37,444㎡、畑4,317㎡、計41,761㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第2号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を承認することに決

定いたしました。続きまして、第3号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東美佐緒委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局      それでは第3号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書5ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われまます。今月は新規設定が9件、再設定が28件で合計37件となっており、そのうち、賃貸借権が27件、使用貸借権が10件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から4番が、多家良地区6筆・4件、5番から12番が、勝占地区20筆・8件、13番と14番が、入田地区3筆・2件、15番から18番が、不動地区34筆・4件、19番と20番が、応神地区3筆・2件、21番から26番が、川内地区17筆・6件、27番から29番が、国府地区3筆・3件、30番から32番が、南井上地区10筆・3件、15番の3筆と33番から37番が、北井上地区13筆・5件となっております。

利用権設定については以上で、田71筆69,570.61㎡、畑38筆34,599.98㎡の合計109筆104,170.59㎡となります。

第3号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長          事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第3号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員      異議無し

議長          異議がないということですので、第3号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局      それでは報告事項について説明します。議案書11ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得4件受理しました。

議案書12ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

13ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

14ページを御覧ください。4番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。1件受理しました。

15ページを御覧ください。5番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地

転用の届出についてです。3件受理しました。

16ページを御覧下さい。6番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。1件受理しました。

17ページを御覧下さい。7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。報告事項の説明については以上です。

議長

農地関係の報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和5年12月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は1月29日月曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。